

下記の各欄に該当する書類を提出してください。

<p>・児童の親が家庭の外で仕事をしている場合 『就労証明書』が必要…給与所得者、日雇等の方は、就労先の証明印 『就労申告書』が必要…自営業（農業含む）の方</p>
<p>・児童の保護者が家庭で児童とはなれて家事以外の死後尾をしている場合 『就労証明書』が必要…内職の方は、内職先の証明印 『就労申告書』が必要…自営業の方</p>
<p>・保護者の出産後、病気、心身に障害のある場合 『母子健康手帳』、医師の『診断書』、『障害者手帳』が必要</p>
<p>・児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、 保護者がいつもその看護にあたる場合 該当者の医師の『診断書』、『障害者手帳』等が必要</p>